

廿日市の魅力再発見！夏限定ツアーお申込書

お申込みコース (○印) 記入	A コース ①7/25・②8/2・③8/9・④8/22・⑤8/29	B コース ①7/24・②8/1・③8/8・④8/23・⑤8/30
氏名 (フリガナ) 年齢	() 歳	
同行者 氏名 (フリガナ) 年齢	① () 歳	② () 歳
住所	〒	
連絡先	携帯:	自宅:

- お申込みは事前申込となります。電話、Faxでお申込み下さい。
- 旅行実施確定後に、最終ご日程および旅行代金のお支払いのご案内を致します。
- ご旅行条件(要約)は下部に記載しておりますが、お申込みの際には、必ず旅行条件を(全文)お受取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

旅行企画・実施及びご旅行のお申込・お問合せ
 広島県知事登録旅行業第 3-408
一般社団法人 はつかいち観光協会
Tel:0829-31-5656 Fax:0829-31-3822
 広島県廿日市市本町 5-1 〒738-0015
 お申込時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (土・日・祝日休業)
 総合旅行業務取扱管理者 新宮 秀樹

旅行条件 ※お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受取りください。

●**募集型企画旅行約款**：(1)この旅行は、一般社団法人はつかいち観光協会(広島県廿日市市本町 5-1 広島県知事登録旅行業第 3-408、以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行約款を締結することになります。旅行条件は下記によるほか別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発日にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約の部によります。

●**お申し込み方法と契約の成立時期**：当社所定の申込書を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金のお支払いの際に差し引かせていただきます。電話、郵便、ファクシミリでお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立します。

旅行代金 (おひとり)	1万円 未満	1万円以上3万円 未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円 未満	10万円 以上15 万円未満	15万円以上
お申込金	2,000 円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000 円	旅行代金の 20%

●**旅行代金のお支払い**：旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって 10 日目にあたる日より前に(お申込が間際の場合には当社が指定する期日までに)お支払いください。

●**取消料**：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

日 帰 り	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後の解 除 及び無連絡不参 加
	11 日前 まで	10 日～8 日 前	7 日～2 日 前			
	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

●**最小催行人員**：最小催行人員に達しない場合は、ツアーは中止となることがあります。お支払いいただいた旅

行代金は全額お返しいたします。なお、催行決定は、海外旅行は 30 日前、国内旅行は 13 日前、日帰り旅行は 4 日前となります。

●**旅行代金に含まれるもの**：※旅行日程に明示した航空、航船、鉄道等運送機関の運賃。※旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。※旅行日程に明示した観光の料金(バス代金、ガイド料金、入場料)。※旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金※旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。※手荷物の運搬料金。※団体行動中の心付け。※添乗員の同行費用。これらの費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●**旅行代金に含まれないもの**：本パンフレットに含まれていない旨指示してある交通費・観光代金・食事代金・添乗員経費・その他特記事項にかかる経費以外はこのツアーには、含まれておりません。通常、お客様が必要と思われるその一部例を例示します(1)超過手荷物運搬代金(規定の重量・容積・個数を越える分について)(2)クリーニング代、電報、電話代、ホテルのボーイ・メイドに対するチップその他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(3)お客様の都合によりおひとり様部屋を使用される際の追加料金(4)希望者のみ参加される別代金の小旅行(オプションツアー・カセットプラン)の代金

●**旅行条件・旅行代金の基準**：この旅行条件は 2020 年 7 月 1 日を基準としています。旅行代金は 2020 年 7 月 1 日現在有効なものとし公示または国土交通大臣に認可申請中の航空運賃、適用運賃を基準として算出しています。

●**旅行代金に含まれるもの**：詳しい旅行条件は旅行条件書でご確認ください。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。

●**個人情報の取扱いについて**：当社はお申込みの際にいただいた個人情報についてご旅行の円滑な実施のために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の取扱いについてはホームページ(<http://www.hatsu-navi.jp>)をご覧ください。

●**国内旅行保険への加入について**：より安心してご旅行いただけるためにも、ご旅行中の病気や事故に備えて、国内旅行傷害保険に必ず加入することをおすすめします。

●当社は、クレジットカードとの提携契約をいたしませんのでご承知ください。